

議案第16号

第6期加西市障害福祉計画・第2期加西市障害児福祉計画の策定について

第6期加西市障害福祉計画・第2期加西市障害児福祉計画を別紙のとおり策定することについて、加西市議会基本条例（平成22年加西市条例第14号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和平

(審議資料)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間を計画期間とする第 6 期加西市障害福祉計画・第 2 期加西市障害児福祉計画を策定するにあたり、加西市議会基本条例第 11 条の規定により、議会の議決を求めるもの。（後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

政策等の形成過程説明資料

令和3年3月定例会

議案等の件名	議案第16号	政策等の区分	(計画)・事業・条例
	第6期加西市障害福祉計画・第2期加西市障害児福祉計画の策定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定により各自治体での策定が義務づけられており、障害福祉サービス等の必要量を見込み、事業の提供体制の確保等に関して内容を定めるものです。障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定により、障害児福祉サービス等の必要量を見込み、事業の提供体制の確保等について内容を定めるものです。

加西市では、平成30年度～令和2年度をその期間とする第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を策定して、サービス等の充実を図ってきました。

今回、各計画の終了に伴い、計画の実施状況や、国の基本指針及び県の方針などを踏まえて、次期3か年の計画を策定するものです。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

全国の自治体において、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき策定されています。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策1	子育てを応援し、暮らしを愉しむ
基本計画	4	暮らしを支える福祉・医療の充実

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	加西市障害者基本計画
策定年度	令和2年度
計画期間	令和3年度～令和8年度

⑤【関連する法令及び条例、規則】

障害者総合支援法第88条
児童福祉法第33条の20

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
3,352,558	2,514,418			838,140

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

目標とするサービス量が全て達成できた場合には、給付費ベースで3か年で約18,700万円の増加が見込まれます。

財源内訳・・国(自立支援給付費負担金)1/2、県1/4、市1/4

⑧【市民参加の状況】

(有)・無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

計画策定委員会委員11名のうち、障がい者団体代表3名、一般公募1名の計4名の市民の方々が参加されました。

また、令和2年12月21日～令和3年1月14日の間でパブリックコメントを聴取。1件の意見を頂きました。

⑨【政策の効果予測】

障がい者のための基本的な施策に基づく各種サービスの見込計画を策定することによって、サービスの提供体制が計画的に進められることになり、もって、障がい者(児)が、地域において自立した日常生活又は社会的生活を送ることができる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	地域福祉課	(有)・無

第6期加西市障害福祉計画

第2期加西市障害児福祉計画

案

令和3年3月

加西市

目次

第6期加西市障害福祉計画	1
1. 計画の基本的な考え方	2
2. 令和5年度に向けた成果目標.....	3
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	11
4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	17
第2期加西市障害児福祉計画	27
1. 計画の基本的な考え方	28
2. 令和5年度に向けた成果目標.....	28
3. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策	30

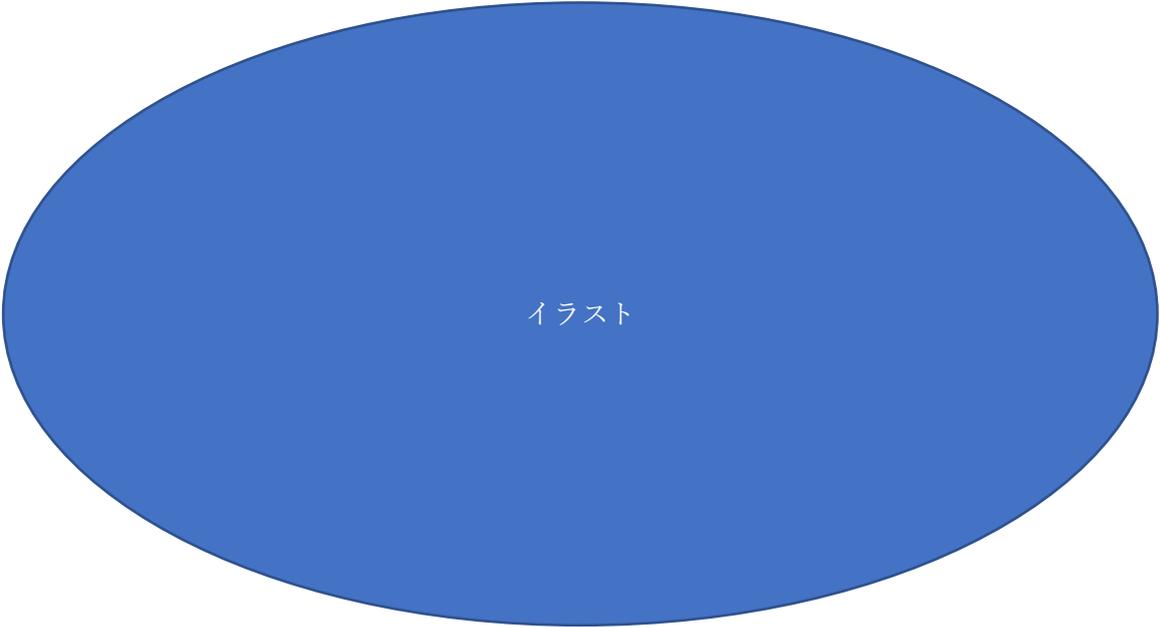
第 6 期加西市障害福祉計画

1. 計画の基本的な考え方

本計画は障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた「加西市障害者基本計画」に基づき、障害福祉サービスの提供に必要なサービス量の見込みや、その確保の方策などを定めた実施計画です。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域社会全体で市民が主体的に障がい者支援に取り組むための仕組みづくりや、障がい者福祉を支える人材の確保、障がいのある人の社会参加の促進などに関する取組についても定めま

す。
なお、本計画の策定にあたり、目標値の設定等について国や県から指針が示されており、本計画もその内容に沿って策定しました。



イラスト

2. 令和5年度に向けた成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績見込み】

項目	前計画 目標値	実績 見込み
地域生活移行者数（人） 平成28年度末基準からの累計人数 《国の指針／平成28年度末時点の施設入所者数60人の9%以上》	6	11
施設入所者数の削減（人） 年度末時点の入所者数 《国の指針／平成28年度末時点の施設入所者数60人から2%以上削減》	58	70

今回の国・県の指針

- 地域生活移行者数：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和元年度末時点の1.6%以上削減

【本計画における数値目標】

平成元年度末時点の施設入所者数は71人であり、令和5年度末の地域生活移行者数の目標は、71人の6%（4.3人）を上回る5人とします。

施設入所者数の削減目標については、71人の1.6%削減（69.9人）より少ない69人とします。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者《A》	71人	
【目標】地域生活移行者の増加	5人	《A》×0.06
【目標】施設入所者の削減	69人 (2人削減)	《A》×0.984

(2) さまざまな障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績見込み】

項目	前計画 目標値	実績 見込み
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（有無） 《国の指針／設置すること》	有	無

今回の国・県の指針

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

【本計画における数値目標】

関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	有無	有	有	有

《この項目に関する活動指標》

■活動指標の内容

指標	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定・評価の実施回数	市町村ごとの協議の場を通じて、重層的な連携により支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

■見込量

指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	5	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定・評価の実施回数	回	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 関係機関との連携・協働に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績見込み】

項目	前計画 目標値	実績 見込み
地域生活支援拠点等の整備（有無） 《国の指針／各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備すること》	有	無

今回の国・県の指針

○令和5年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること

【本計画における数値目標】

前計画において、令和2年度までに地域生活支援拠点等を整備する予定でしたが、場所や事業者の確保、緊急時の受入・対応策の整備等の面から、整備ができていません。このため、サービス提供事業者や北播磨圏域各市町と連携し、市内または圏域に最低1か所の地域生活支援拠点等を令和5年度末までに整備することを目標とします。

また施設の整備と並行し、施設運用の状況を検証・検討する体制を構築し、PDCAサイクルに基づく評価・検証・検討・運用の見直しを年1回以上、実施することとします。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】地域生活支援拠点等の確保数（か所）	無	無	1
【目標】運用状況の検証・検討回数（回）	無	無	年1回以上

※地域生活支援拠点：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績 見込み
福祉施設から一般就労への移行者数（人） 《国の指針／平成28年度実績の1.5倍以上》	3	6
就労移行支援事業利用者数（人） 年度最終月の月間利用者数 《国の指針／平成28年度末の利用者数から2割以上増加》	9	4
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合（％） 《国の指針／就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする》	100 (1か所中)	0※1 (1か所中)
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の 職場定着率（％）	80	0※2

※1：就労移行率実績は平成30年度36.4%、令和元年度21.4%、令和2年度見込28.5%

※2：就労定着支援事業利用者は1人で就労定着者は0人

今回の国・県の指針

- 一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.27倍以上
(うち、就労移行支援事業：令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型：1.26倍以上、就労継続支援B型：1.23倍以上)《新》
- 就労定着支援事業利用者数：一般就労への移行者のうち7割以上《新》
- 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所：7割以上《新》

【本計画における数値目標】

令和元年度の一般就労への移行者数は6人となっており、国の指標に基づく令和5年度末時点の一般就労への移行者数の目標値は8人以上となります。

一方で、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の目標値（人数）を合計すると9人となることから、令和5年度末時点の一般就労への移行者数の目標値を9人とします。

また、就労定着支援事業所の設置を目指すとともに、就労定着の支援に努めます。

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労への移行者数 《A》	6人	
うち、就労移行支援事業《B》	3人	
うち、就労継続支援A型《C》	2人	
うち、就労継続支援B型《D》	1人	
【目標】一般就労への移行者の増加 《E》	9人	《A》×1.27以上
うち、就労移行支援事業	4人	《B》×1.30以上
うち、就労継続支援A型	3人	《C》×1.26以上
うち、就労継続支援B型	2人	《D》×1.23以上
【目標】就労定着支援事業利用者数	7人	《E》×0.7以上
令和元年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	0か所	
【目標】就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	1か所	

(5) 相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績】

この項目は新規項目であるため、実績値はありません。

今回の国・県の指針

- 相談支援体制の充実・強化等《新》
- 都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築《新》

【本計画における数値目標】

障がいのある人に対する相談支援体制の充実のために、基幹相談支援センターを平成29年度に設置しましたが、多様化するニーズに的確に対応するため、庁内各課や関係機関等との連携を密にして、課題や情報の共有を進めるなど、相談支援体制のいっそうの充実に努めます。

また、障害福祉サービス等の質の向上についても、さまざまな機会を通じて障がいのある人のニーズ把握に努め、継続的な質の向上を目指します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保（有無）	有	有	有
【目標】総合的・専門的な相談支援の実施の有無（有無）	有	有	有
【目標】サービスの質の向上を図るための体制構築（有無）	有	有	有

《この項目に関する活動指標》

■サービスの内容

指 標	内 容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込を設定します。
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を確保します。

【見込量算出の考え方】

- 令和2年度時点の状況を踏まえ、見込量を算出します。

■見込量

指 標		令和2年度 実績見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	件/年	15,500	15,800	15,800	15,800
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	-	15	18	20
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件/年	-	0	1	2
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数	回/年	-	12	12	12
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市職員に対して実施する研修の参加人数	人	18	10	10	10
自立支援審査支払等システム等での審査結果の共有体制の有無	有無	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 事業者等との連携・協議に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

3. 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障がいのある人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障がい者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 行動援護は減少傾向にありますが、今後も一定数の利用があるものと考えられることから、ほぼ横ばいで推移するものとして見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	731	755	944	973	1,002	1,032
	人/月	45	47	52	53	55	56
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	37	48	33	33	33	35
	人/月	5	7	7	8	9	11
行動援護	時間/月	52	47	30	29	29	28
	人/月	2	2	2	2	2	2
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの利用時間」、下段は1か月当たりの利用人員実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

【見込量確保のための方策】

- 居宅介護については今後、利用増が見込まれることから、サービス提供事業者と連携して人材の育成と確保に努めるとともに、新規事業者の参入促進を図ります。
- 重度訪問介護と重度障害者等包括支援については、ニーズが発生した時に備え、サービス提供事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供等のサービスを行います。
自立訓練（機能訓練）	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせ、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせ、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。 事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援 A 型	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援 B 型	企業等や就労継続支援 A 型での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援 A 型の雇用に結び付かなかった障がいのある人が対象となります。 雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。

サービス名	内 容
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれにともなう課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人を対象に、主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に入浴・排せつ・食事等の介護等のサービスを行います。福祉型は、障害者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設においてサービスを行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 自立訓練（生活訓練）や就労継続支援B型で利用者の増加傾向がみられることから、今後も増加が続くものとして十分なサービスの提供ができるよう、見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	2,911	2,944	2,979	3,009	3,039	3,069
	人/月	148	152	152	154	155	157
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	58	118	77	77	76	75
	人/月	3	7	4	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	25	26	105	107	109	111
	人/月	1	2	6	6	6	7
就労移行支援	人日/月	112	92	62	70	75	80
	人/月	7	6	5	6	7	7
就労継続支援 A型	人日/月	771	685	659	675	685	700
	人/月	38	35	32	32	34	36
就労継続支援 B型	人日/月	1,746	1,803	1,962	2,041	2,122	2,207
	人/月	103	109	119	126	134	142
就労定着支援	人/月	0	1	2	3	5	7
療養介護	人/月	11	12	10	10	10	10
短期入所	人日/月	235	271	310	315	320	325
	人/月	36	40	60	65	65	65

※数値：上段は「月間の利用人員」×「1人当たりの利用日数」下段は1か月当たりの利用人員
実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

【見込量確保のための方策】

- 特にニーズの増加が見込まれる自立訓練(生活訓練)、就労継続支援 B 型については、サービス提供事業者と連携して、受入枠の拡大に努めます。
- 同じくニーズの増加が見込まれる就労定着支援については、受入枠の拡大に努めるとともに、雇用側の事業者に対し、障がい者雇用についての理解促進を図り、一般就労に移行した人が職場に長く定着できるように努めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成 30 年度から令和 2 年度の実績を踏まえて見込みます。
- 共同生活援助はほぼ横ばいで推移していますが、障がいのある人やその介護者の高齢化などを踏まえ、増加傾向で推移するものと見込みます。
- 施設入所支援の利用者数が増加傾向にありますが、入所者の地域移行促進に努めることを踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 実績見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1 (1)
共同生活援助	人/月	23 (0)	26 (6)	27 (7)	30 (8)	31 (8)	31 (8)
施設入所支援	人/月	63	72	70	70	70	69

※数値は 1 か月当たりの利用人員。実績値は、年間の平均値 (年間の利用量÷12)
カッコ内は、精神障がい者の内数

【見込量確保のための方策】

- 共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人の自立促進や介助する人の高齢化などを背景に、今後もニーズは拡大するものと見込まれますが、受入体制の整備には一定の時間がかかるため、サービス提供事業者の新規参入促進などを図り、受入体制の拡大に努めます。
- 自立生活援助は平成 30 年度から始まった事業ですが、事業を担うサービス提供事業者の確保、拡大に努めます。

（４）相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成 30 年度から令和 2 年度の実績を踏まえて見込みます。
- 計画相談支援の利用者が増加しており、適切かつ計画的なサービスが障がいのある人に行きわたるよう、十分な量を見込みます。

■見込量

サービス名		平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 実績見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人/月	72	87	98	107	118	130
地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	1 (1)
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1 (0)

※計画相談支援は 1 か月当たりの利用人員（モニタリング含む）。実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

※地域移行支援、地域定着支援は 1 年間の利用人員

カッコ内は、精神障がい者の内数

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援については、サービス提供事業者との連携を図り、増加が見込まれるサービス量が十分確保できるよう努めるとともに、サービスを必要とするすべての人に適切な支援計画が策定されるよう、質の向上に努めます。
- 施設または入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の関係機関との連携を強化し、地域生活への移行の促進を図ります。

(5) 発達障がい者等に対する支援

■サービスの内容

指 標	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポート活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

■見込量

指 標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	10	10	10
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	1

【見込量確保のための方策】

- 関係者との連携・協働に基づき、体制の確立と計画的な事業の推進に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

■ 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■ サービスの内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 障がいのある人への理解促進に向けて、これまでもさまざまな機会をとらえて啓発に努めてきましたが、今後もさらに理解が進み、障がいのある人の人権の保障と障がいのある人に対する合理的配慮が浸透するよう、啓発に努めます。

■ 見込量

サービス名	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人への理解が深まるよう、幼児期からの教育や生涯学習、市の広報、イベントなどあらゆる機会を通じて啓発に努めます。
- 「みんなの福祉フェスタ」などさまざまな機会を通じて、障がいのある人もない人も、誰もが触れ合い、互いに理解し合える場づくりに努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 共助による障がい者支援の取組がさらに進展するよう、引き続き障がいのある人やその家族等の活動に対する支援を継続します。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人を支える活動が活発化されるよう、今後も障がいのある人やその介護者等の自発的な活動を支援します。

(3) 相談支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障がい者の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。
障害者虐待防止センター	虐待に関する通報又は届出の受理、虐待の防止及び虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止センター	有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業に係る施設や事業の整備はできていますが、多様化する相談内容に的確に対応していくため、加西市障害者自立支援協議会との連携を強化し、サービス提供事業者、関係機関との連携体制づくりを進めるとともに、相談員の育成と資質の向上に努めます。
- 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障がいのある人に対し、入居契約手続きや生活上の課題解決に向けた支援体制の充実を図ります。
- 障がい者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターにおいて、相談者に対する迅速な対応や、虐待防止に向けた啓発に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がいのある人が、本人の意思により成年後見審判（法定後見）の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

※数値は年間の利用人数

【見込量確保のための方策】

- 成年後見制度については、高齢化等を背景にニーズが高まることも考えられることから、必要な人に支援が行き届くよう、事業の啓発・周知に努めます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、現在は実施していませんが、令和5年度からの実施を目指し、業務を適切に行うことができる法人の育成・確保、運営支援などに努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	141	96	120	120	120	120
手話通訳者設置事業	人	0	1	1	1	1	1

※数値は年間の延べ派遣人数

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣数はおおむね横ばいで推移するものと見込みますが、サービス提供に必要な人材の育成には時間がかかるため、計画的な育成に努めます。
- 手話通訳者設置事業については、設置した手話通訳者の体制を維持するとともに、いっそうの設置推進に向け、人材の育成・確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度の障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具等を給付します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 毎年、各サービスとも利用者数の増減がありますが、急なニーズにも対処できるよう、十分な量の確保を見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	1	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	5	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	12	12	12	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	11	13	13	13	13
排泄管理支援用具	件/年	1,031	1,064	1,100	1,100	1,105	1,110
居宅生活動作補助用具	件/年	1	5	2	2	2	2

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- 利用者のニーズを的確に把握し、十分な量の確保に努めるとともに、必要な人に支援が行き届くよう、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- 障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者の養成を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

サービス名	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	21	17	17	15	20	15

※数値は年間の養成研修修了者数

【見込量確保のための方策】

- 計画的に修了者を増やせるよう、広報・啓発に努めるとともに、修了までの支援や手話奉仕員から手話通訳者へのステップアップなどの支援に努めます。

(8) 移動支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用者数が増加していることから、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	26	32	42	43	44	45
利用時間数	時間/年	3,088	3,737	3,400	3,440	3,520	3,600

※数値は年間量

【見込量確保のための方策】

- 障がいのある人の社会参加促進や自立支援の観点からも、増加が見込まれるニーズを満たすだけの人材確保等に努めます。

(9) 地域活動支援センター

■サービスの内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 実利用者数は減少傾向で推移していますが、より多くの人にセンターを活用していただけるよう働きかけに努めます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	41	44	37	39	40	42
事業所数	か所	2	2	3	3	3	3

【見込量確保のための方策】

- より多くの方に利用していただけるよう、事業の啓発に努めます。

■任意事業

■サービスの内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、その住居の浴槽では家族やヘルパーの介助をもってしても入浴が困難な人を対象に、入浴車で居宅を訪問し浴槽を居室に搬入して行う「訪問入浴サービス」や、訪問入浴サービスでの対応も難しい人を対象に特殊浴槽のある施設で行う「施設入浴サービス」を実施します。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、市内の障がい者福祉施設で、日中における見守りや社会に適應するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある人のスポーツ大会を開催します。
点字・声の広報等発行事業	ボランティアが広報の内容を音声で収録した声の広報と点字版の広報を発行します。
その他社会参加支援事業	事業所や団体が、得意とする活動を行いながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 日中一時支援事業は利用者数が増加しており、今後もニーズが高まると考えられることから、十分な量を見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	2	2	2	3	3
日中一時支援事業	人/月	30	53	55	57	59	61
レクリエーション活動等支援事業	人/年	155	140	120	115	110	105
点字・声の広報等発行事業	部数	468	384	400	400	400	400
その他社会参加支援事業	事業数	8	6	5	5	5	6

※訪問入浴サービス事業と日中一時支援事業は月平均。他は年間量

【見込量確保のための方策】

- 日中一時支援事業については、ニーズの増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携して、人材の確保に努めます。

第2期加西市障害児福祉計画

1. 計画の基本的な考え方

本計画は障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた「加西市障害者基本計画」に基づき、障がいのある児童を支援する体制の確保や、障害児通所支援等の提供体制の確保に向け、必要な目標やサービス量の見込み、その確保の方策などを定めた実施計画です。

なお、本計画の策定にあたり、目標値の設定等について国や県から指針が示されており、本計画もその内容に沿って策定しました。

2. 令和5年度に向けた成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【前計画における目標値と令和2年度末時点の実績】

項目	前計画 目標値	実績 見込み
児童発達支援センターの設置数（か所） 《国の指針／児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置》	1か所以上	1
保育所等訪問支援を行える体制の構築（有無） 《国の指針／保育所等訪問支援を利用できる体制を構築》	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保数（か所） 《国の指針／1か所以上確保》	1	0
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るた めの協議の場の設置（有無） 《国の指針／協議の場を設けること》	有	有
医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネータ ーの配置（人数）	1	1

今回の国・県の指針

- 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する《新》

【本計画における数値目標】

本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所をはじめ令和元年度末時点で確保できていない事業所がいくつかありますが、いずれも令和5年度中の確保を目指します。また、すでにある施設やサービス、取組については、いっそうの充実に努めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【目標】児童発達支援センターの設置数(か所)	1	1	1
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(有無)	有	有	有
【目標】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保(か所)	0	0	1
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(有無)	有	有	有
【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(人数)	1	1	2

3. 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援等

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援・治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出が著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児タイムケア事業	昼間、就労等で保護者が不在家庭の障がいのある児童（特別支援学校等に在籍する児童・生徒）を対象に、放課後等に活動する場を提供するとともに、子育てと就労等の支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 児童発達支援については、発達障がいへの理解の高まりなどによって今後も利用者の増加が続くものとして見込みます。
- 放課後等デイサービスは利用者数が増加しており、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	39	42	62	68	75	83
	人/月	12	11	12	13	14	16
医療型児童 発達支援	人日/月	34	28	26	27	28	32
	人/月	7	7	5	6	7	7
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	1
	人/月	0	0	0	0	0	1
放課後等デイ サービス	人日/月	501	577	570	575	580	585
	人/月	52	64	57	60	62	64
保育所等訪問 支援	人日/月	0	0	0	0	0	4
	人/月	0	0	0	0	0	1
障害児タイム ケア事業	人日/月	77	76	70	75	75	75
	人/月	5	5	6	7	7	7

※数値は1か月当たりの利用人員。実績値は、年間の平均値（年間の利用量÷12）

【見込量確保のための方策】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスはニーズが高く、今後も利用が増加すると見込まれることから、十分なサービス提供体制づくりに努めます。

（２）障害児相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和2年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用者数はほぼ横ばいで推移していますが、少子化の中でも支援を必要とする児童は増加するとも考えられることから、十分な支援ができる体制を整えることを前提に見込みます。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	15	17	16	17	17	18

【見込量確保のための方策】

- サービス提供事業者との連携を強化し、適切な利用計画の策定や通所後の支援に努めます。

(3) 教育と福祉の協議の場の設置

■サービスの内容

サービス名	内容
教育と福祉の協議の場の設置	保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育と福祉の協議の場の設置	有無	有	有	有	有	有	有

(4) 障がいのある児童の相談窓口の設置

■サービスの内容

サービス名	内容
障がいのある児童の相談窓口の設置	障がいのある児童やその保護者に対して、専門の相談員が総合的な相談窓口となり、福祉サービスの利用援助や介護相談、情報提供を行います。

■見込量

サービス名		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児の相談窓口の設置	有無	有	有	有	有	有	有

第6期加西市障害福祉計画
第2期加西市障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：兵庫県加西市

編集：加西市健康福祉部地域福祉課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地